

平成 27 年度（2015 年度）第 2 回国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成 27 年（2015 年）11 月 26 日 午後 2 時から午後 5 時
- 2 開催場所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 3 委員会室
- 3 案件 （1）吹田市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について
（2）保険料徴収業務の改善提案について
（3）その他
- 4 出席者 委員 日高政浩会長、宮本修会長代理、一圓光彌委員、足立泰美委員、
御前治委員、千原耕治委員、大森洋子委員、友田光子委員、
村田英治委員、田尾貞躬委員、轟崎憲治委員
欠席委員 川西克幸委員、西田宗尚委員、和田季之委員
事務局 平野孝子福祉保健部長、大嶋秀明福祉保健部次長、
堀保之国民健康保険室長、山口敏彦参事、大重寛孝参事、
古田義人参事ほか
- 5 署名委員 一圓光彌委員、御前治委員
- 6 議事

（会長）それでは、平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開始いたしたいと思えます。まず、本日の署名委員を指名させていただきます。一圓委員、御前委員の 2 人をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。また、本協議会の開催時間は通常 2 時間程度となっておりますが、今回は討議時間を確保するために 17 時までの 3 時間お願いしております。皆様お忙しい中、長時間となりますが円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞ議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。それでは平野福祉保健部長よりごあいさつを受けたいと存じます。

（福祉保健部長）福祉保健部長の平野でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の案件といたしまして、第 1 に吹田市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況についてでございますが、この計画は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で単年度収支の均衡化を図ること、平成 33 年度までの 10 年間で累積赤字を解消するべく策定しているものでございまして、当協議会で承認されたものでございます。これにつきまして、現在の進捗状況、赤字解消に向けての収納対策や医療費適正化等の各取り組み、今後の予定について御報告させていただきたいと考えております。第 2 に保険料徴収業務の改善提案についてでございますが、先に提案に対する事務局の見解を出させていただいております。委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を賜り、活発な御議論を重ねていただきますようどうぞお願いいたします。

（会長）それでは、配布しています会議次第に従いまして、まず「吹田市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について」を議題といたします。事務局から報告を受けます。

(事務局) 右肩に「議題1資料」と表示している資料を御覧ください。委員の皆様には、先週資料を送付させていただいており、御一読していただいていると存じますので、本日は要約して御報告申し上げます。まず、1ページから2ページにつきましては、この赤字解消計画の経緯と基本的な考え方をお示ししております。(1) 策定の経緯におきまして、累積赤字を解消するために単年度収支の赤字構造を脱却するための方策が必要との判断に至り、保険料の見直しを中心とした単年度収支均衡化のための財源確保策と一般会計繰入の確保による累積赤字の解消計画を並行して進めていくこととしました。(2) のアでは、単年度収支の均衡化のための財源確保策と、2ページのイでは累積赤字の解消のための基本的な考え方をお示ししております。2ページ下段から7ページにかけては、赤字解消計画のこれまでの進捗状況についてお示ししております。(1) アでは、単年度収支の均衡化について、当初計画では平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの保険料の見直しを中心として、単年度収支均衡化を目標に取り組んでまいりましたが、平成27年度(2015年度)において、1年早く達成の予定のため、保険料は据え置きとしました。平成28年度以降につきましては、年度ごとに見直し、継続して単年度収支均衡化を図ってまいります。イでは、累積赤字の解消について平成24年度から平成26年度までの3年間の決算額と計画値、差額をお示ししております。御覧のように、平成26年度では累積赤字の決算額が、計画値に比べて7億2500万円少なくなっており、平成33年度までに累積赤字を解消するという当初計画より1年あまり早い進行となっております。(2) では各分野でのこれまでの取り組みをお示ししております。3ページから4ページにかけては、収納率向上に向けての取り組みをお示ししております。収納率向上の取り組みにつきましては、一定の成果は見られますが、目標値には達しておらず、今後とも納付相談に応じない高額滞納者等への一層の強化に取り組んでまいります。4ページから7ページにかけては、社会保険調査等の被保険者の適正管理、及びジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の強化など医療費適正化事業のこれまでの取り組みをお示ししております。7ページ中段の「3今後の取り組み」では、単年度収支均衡化のための財源確保策や平成30年度(2018年度)以降の国保都道府県化を踏まえての累積赤字の解消方策の検討をお示ししております。御存知かとは存じますが、平成30年度には国保の財政運営を府が担うことにより、国保の都道府県化が始まります。現在のところ、現行の累積赤字の解消計画を変更する必要はないものと考えますが、今後の累積赤字処理方針についての国の考え方など十分方向性を見定めたいと、例えば、国が累積赤字の解消についてインセンティブを示された場合においては、累積赤字解消計画の前倒し等を含む検討を行い、平成29年度、平成30年度予算に反映させていくこととなります。今後、国・府の動向により、詳細が判明していくかと思っておりますので、当運営協議会へ順次御報告申し上げます。次に8ページの(2)では、各分野でのこれまでの取り組みを強化するとともに、新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。アでは、保険料収納率向上に向けては現年度収納率の1パーセント向上、滞納繰越分収納率の当面25パーセント達成を目標にこれまでの取り組みに加え、

①から④などのさらなる強化策を講じてまいります。イでは、今年度本市では攻めの保健医療を推進するための「吹田市健康・医療まちづくり基本方針」を策定し、行政・市民・事業者が一体となってオール吹田で「健康・医療のまちづくり」への機運の醸成を進めようとしています。国民健康保険におきましても、この基本方針を踏まえ、被保険者の特定健診の受診率向上等の医療費適正化事業により健康寿命の延伸などを目指していきます。特定健診等の受診率向上に向けては、平成 27 年度からは、受診率の低い 40 歳に対する文書による受診勧奨を実施しているところですが、平成 28 年度におきましても 40 歳・45 歳に対する受診勧奨を実施する予定です。また、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりの一環として、レセプトデータ等のデータ分析、それに基づく健康保持増進のための事業計画を立て、事業の成果を測定し、改善を行い、また計画を見直すという P D C A サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の実施計画として、データヘルス計画を今年度中に策定し、平成 28 年度、平成 29 年度に事業実施を予定しています。現在、関係部局と協議中ですが、平成 28 年度に特定健診のフォローアップ事業として、特定健診の結果、非肥満で特定保健指導の対象とはならないものの、血圧や血糖の値が高く、循環器疾患を引き起こすリスクの高い被保険者に対して医療機関への受診勧奨や、糖尿病重症化予防、特定保健指導の未受講者全員に対して文書による受講勧奨などの実施を予定しております。以上をもちまして、赤字解消計画の進捗状況について御報告を終わらせていただきます。今後とも累積赤字解消に向け、現行の計画を着実に実行してまいりたいと思ひ、協議会へ順次報告してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

(会長) 事務局の報告が終わりました。何か御質問はありますでしょうか。

(A 委員) 今説明のあった中で、ここのポイントの一番は 1 ページにある財源 4 億 6500 万円の中身ほとんどが保険料の値上げということですね。前回に申し上げたと思うのですが、一般会計からの繰入れが豊中市と比べるとあまりにも少なすぎる。それと収納率が、まったく少ないと。ベンチマークである豊中市と比較するとかなり収入が少ない。歳出の見積が非常に大きくて、それで保険料を引き上げないと繰上充用を解消できないということですが、一般会計繰入があまりにも少ない。一方で市の貯金が 92 億円から 102 億円に増加している。だから前回もっと繰入れを入れるべきだと主張して確か否決されたのですが、予算の見積の甘さと、一般会計からの繰入れの少なさ、回収率の言うていることが実現できていない。そういうところを一番問題にしないといけないのではないかと。私の名前を入れて繰上充用が減りました、私の指摘は当たっていませんということが書いてあったので申し上げますけれど、これは前年度に検討したとき収納率 1 パーセント向上を達成します、ほかのことも改善しますということが未達だった、今回も未達になっている。ほかの市と比べると回収率が劣っているわけですね。そのことを指摘したわけで、こんな過去の数字なんか何も見せずに、それで私の意見が当たっていないとは非常に心外です。なんでその時にそういうデータを先に出さなかったのか、これも中身を検証しないといけませんけれど、この財源で 1 年短くなりましたということは結局保険料を値上げしなくても

よかったのではないか。あるいは値上げしないでもっと繰入れを、92億円から102億円に10億円も増えているんですよ。そういうふうなことと、後で問題になるのですけど、やるべきことを全然やっていないということで収入が減っているということの問題をほかと比べてあまりにもひどすぎるので、そういうところが次の問題になるのですが、収納率というものに対してどういう取り組みをしているのか、言ったこととやっていることがどうなのかという乖離をはっきりさせていただきたい。それともう一つ、副市長が出ていませんけれど、この問題は非常に市として大切な問題なのですけれど、市長の耳に入っているのですか。市長は理解しているのですか。私たちが前回提案したことを。市長は御存知なのですか。

(会長) 収納率については後に回したいと思うのですけれど、支出の見積が甘いんじゃないかという件、一般会計をもっと繰入れるべきじゃないかという件、市長に話が行っているのかという件について事務局どうですか。

(事務局) 一般会計からの繰入れの件でございますが、単年度の保険料の不足があるからといって一般会計から繰入れをしてはいけないということでございまして、ルールに従った一般会計繰入れは行っておりますし、2ページのイの(イ)、一般会計繰入として、9年間で28億3600万円を累積赤字の解消として繰入れさせていただいております。一般会計繰入が他市と比べて少ないということはございません。

(A委員) それなら次に出してくださいよ。豊中市と比較してどれだけ違うか出してくださいよ。この5年間で。繰入率がどれだけ違うか、かなり差があるはずですよ。私が調べた限り。

(事務局) 豊中市との比較ということでございますが、府内の中では決して少ない金額ではないということです。

(A委員) 少なくないけれども、繰上充用金の額が違うでしょ。はじめ四十何億円もあるのに保険料ばかりの値上げで補充するのは、一般市民は悲鳴を上げているということですよ。傍聴の方が、こんな多く委員会に出ているのは聞いたことがない。高齢者の方は年金暮らしが多いのですよ。そういう中で保険料を値上げするのは非常に問題がある。しかも財源は92億円から102億円に増えているのですよ。以前、一般市民の財源をそんなことに使ってはいけないと言っていたけれど、平成30年に府に移管するときに残った負債は市債を発行するというわけでしょう。市債を発行することも一般市民に負担がかかるということですよ。貯金があるのだからそれを使えばどうですかという提案に対して、なんでそれが一般市民にどうこう、豊中市は何でそういう文句が出ないのですか。繰入の率が少ないと、繰入れていないことはないですよ。繰上充用が茨木市もそうだし、豊中市もゼロですよ。ゼロにする努力をもっとするべきじゃないですかと言っているのです。繰入れていないんじゃないですよ。繰入をもっと増やしたらどうですかと、回収率をもっと高めたらどうですかと。それによって豊中市を例にすれば、こんな保険料をあげなくても全部回収できますやん。あなたたちは、言うことばかりでやるのが全然できていない。ここでも

同じこと書いている。取り組んでまいりますとか、努力しますとか、それはね、予定だけして努力は何もしないということですよ。具体的にこうします、いつまでにしますということをやらないと毎回同じことを言うてるわけですよ。収納率も全国で 1.5 パーセント増えているんですよ。国保新聞に出ているでしょ。それが全然できていないじゃないですか。そこを言うているんですよ。

(会長) 収納の件については後ほどよろしいですか。

(A委員) 前年度の数字で1パーセント上昇を達成しますって言うて、むしろマイナスになっている。今回もしますって言うて、またできていない。それを言うてるわけですよ。前年度と比較してどうのこうの言うてるわけじゃない。理由は検討しないとわからんのですけどね。そこへ私の名前を出して、とんちんかんなものの言い方されたらですね、そんなこと資料も出さんと、これだけしか出さんと前年度も努力します言うてできていない。今年も努力します言うてできていない。そのことが問題ですよって言うてるんですよ。市長についてはどうですか。

(事務局) 市長は知っているのかと聞かれましたが、私どもとしましては具体的な運営協議会の議論の中身は、運営協議会として一定の方向性が出された時点で報告させていただこうと思っております。

(A委員) させてもらいますということは、今はわかっていないということですね。

(事務局) 運営協議会として、どういう御結論をされるかによってその中身を申し上げるつもりでおります。

(A委員) こういう問題が出ていることは、市長はどう考えているか重要じゃないんですか。ここに市長が出てやるぐらいの問題と違いますか。次の議題は。

(事務局) 担当の者が、お聞きしたものについて結論が出ましたら市長に報告させていただくことになると思います。

(A委員) 重要事項について、ほかの市でも答弁は別として、こういう委員会に市長が出てやっていますよ。私が見た限り。滞納処分は、市長が滞納処分すると条例で決まっているわけで、市長がどう考えているかということを知りたいわけです。なんでこんなことを聞いているかと言うと後で問題になった時に、事務局がこういうことがありまして私は聞いていませんでしたということにならないように言うとのですよ。

(事務局) 一定の時点では報告させていただきます。

(A委員) 一定の時点って何年経っているのですか。前のやつを報告しているのですか。

(事務局) 運営協議会の結論について、答申は市長決裁の起案をしておりますから、それについての報告はさせていただいております。

(A委員) 答申は市長が諮問しているのだからそれは当たり前ですやん。こっちの権限について言うとのですよ。こういう提案が出ましたよということを知っておられますか言うたら知らんということですね。

(事務局) 今回の話についてはまだ結論は出ていないので。

(A委員) 今回の話って、条例で延滞金をどうするかだけど、全国でしていないのは吹田市だけやと思いますよ。この間、質問された方は、私が例示で言うたら、わかって言うてたんですけども、全部どうですか言うから調べたら、2つの市はやってないですよ。なんでやってないか言うたら国民健康保険税でやっているから書いてないのでしょう。そういうことも全部調べているんですけどね。市長は知らないということですね。知らないのなら、ちゃんと報告しといてください。

(会長) ほかにこの件について御質問ございませんか。

(B委員) 資料の6ページで、ジェネリック医薬品の使用促進について書いてありますが、国保新聞を読みましたら、経営努力の指標として取り入れることを書いていましたが、ジェネリック医薬品の使用率について吹田市はどういう状況ですか。

(事務局) 本市のジェネリック医薬品の使用率でございますが、平成27年6月で47.56パーセントということで、これは新基準でございますので、取り組みを始めてちょっとずつ上がってきているのですが、取り組みが遅かったこともございまして、ジェネリック医薬品の全体的な率から比較すると少し低いのではないかと。これを今後の取り組みの中で改善していくということでございます。

(会長) ほかにこの件について御質問ございますか。なければこの件についてはこれで終わりたいと思いますので、事務局は赤字解消計画の進捗状況につきまして、今後随時協議会に報告していただくようお願いいたします。

次に2つ目の議題、「保険料徴収業務の改善提案」に移りたいと思います。前回の協議会では、A委員より提案の趣旨について説明をいただきました。その後の経緯ですけれども、御提案に対する事務局の見解並びに関係資料、それからA委員から市当局の考え方に対する問題指摘文書、その際にA委員から要求のあった追加資料を事務局から発送していると思います。委員の皆様はすでにお読みいただいていると思いますので、事務局及びA委員から文書及び資料についての説明をお願いしたいと思います。

(事務局) それでは前回の運営協議会におきまして、A委員からいただきました「保険料徴収業務の改善提案」につきまして事前に「吹田市における国民健康保険料収納業務について」という事務局の考え方をお送りさせていただいております。既に御覧になっていただいているかとは存じますが簡単に御説明させていただきます。3ページを御覧ください。3のA委員からの「保険料徴収業務の改善提案」に関する考え方の(1)「延滞金を徴収可能にするための条例の改正」についてでございますが、事務局といたしましては、条例規定を行わず現行のまま対応すべきものと考えております。その理由としましては、高率の延滞金を課すことにより、被保険者の生活をより圧迫する懸念があること、延滞金の支払により保険料本体が支払い困難となること、延滞金を徴収できないケースが多くなると、延滞金を支払った納付義務者との間で不公平感が拡大すること、延滞金を納付書や催告書に印字することが直ちに収納率向上に結び付くものではないと考えられることなどがあげられます。なお、資料3「大阪府内国民健康保険料延滞金収納状況」でお示ししておりま

すとおり、大阪府内では、本市を除くすべての市町村が延滞金の条例規定を行っておりますが、実際の延滞金の徴収については温度差があり、厳格な徴収を行っていない市につきましては、議会などから指摘を受けているとの状況もお聞きしております。このため、本市が、新たに条例規定を行う場合、より厳格な適用が求められ、そのことが被保険者の生活状況を悪化させる原因となることが懸念されるものです。続きまして（２）「徴収吏員の公権力行使」についてでございます。保険料の納付について相談をいただいている方については、基本的には保険料納付意志をお持ちの方と考え、生活実態に寄り添う形での相談を行っていく必要があると考えております。一方で、納付相談に応じていただけない滞納者や、納付資力があると思われるにもかかわらず、年間保険料に満たない少額の分納を主張して譲られない滞納者に対しては特に力を入れて厳格な対応を行う必要があると考えています。これらのケースにおいては、財産調査を行い差押の執行や、調査によって判明した財産所持の状況に見合う分納額の交渉を行う必要がございますので、効果的な徴収吏員の権限の行使について引き続き努力してまいりたいと考えております。次に５ページの（３）「少額分納誓約交渉の即時中止」についてでございます。事務局の考え方といたしましては、粘り強い納付相談を行ううえで生活実態を踏まえた分納相談が必要であると考えております。本市における納付相談では、被保険者の生活実態を十分にお聞きしたうえで、状況に応じてきめ細かい対応を行っているところですが、納付相談の結果、どうしても年間保険料に満たない少額分納しかできない場合は、いったん３カ月から半年程度の分納誓約とし、その後の再相談時に再度生活実態をお聞きし、増額も含めた納付相談を行うこととしています。繰り返し分納誓約をいただくことにより、そのたびに時効が中断され、不納欠損となることを防いでおり、少額分納を行ったまま、長期にわたってそのまま放置していることはございません。資料４で本市の国民健康保険料における不納欠損額の推移についてお示ししています。不納欠損額は年々減少しており、原因につきましては、分納誓約等の納付交渉による時効延長の成果の表れであると考えております。事務局といたしましては、被保険者の生活実態を見ず、機械的に、分納額の制限を行うことは、これまで築き上げてきた被保険者との信頼関係を崩すことになり、納付交渉など具体の事務執行に混乱をもたらすこととなると考えます。高所得者にもかかわらず、高額滞納者として挙げられております事例につきましても、様々な生活実態を把握する中で、一律の対応をすることなく、より適切な分納管理、納付相談を行うように努めてまいりたいと考えています。続きまして、６ページ（４）「国特別調整交付金（経営努力分）の給付」についてでございます。国、府等からの補助金の確保は国保財政の健全運営のためにも重視すべき課題と考え、取り組みを強化してきました。特に国の特別調整交付金のうち経営努力分及び府の特別調整交付金は、国保事業運営についての保険者の努力を評価し交付されるものであり、赤字解消計画の中でも、その確保については重点的な取り組みを行ってきました。国特別調整交付金の経営努力分については、府内４３市町村のうち上位１５位までの市町村に交付されるものでございます。本市においても交付金獲得のために努力してまいりましたが、他市

においても同様に努力をされている中で、現時点において府内 15 位以内という交付の基準には達しておりません。国特別調整交付金の経営努力分については府内での相対順位によって交付されるものがございますので、現時点で次年度の見直しを行うことは困難であると考えます。府特別調整交付金のうち保険者の努力を評価して交付される部分については、各項目で評価点数を上げてきており、その結果、平成 25 年度は 1 位で 2 億 9440 万 2 千円、平成 26 年度は 9 位で 2 億 2990 万 5 千円が交付されたところです。平成 30 年度から、国保財政が都道府県化されるため市町村に対する国及び府の特別調整交付金については、平成 29 年度までの交付となりますが、それまでの間は、引き続き事業内容を精査する中で、交付金の確保に努めてまいりたいと考えております。続きまして 7 ページ(5)「陣容の充実」についてでございます。事務局としましては収納率向上のためには人員増の必要があると考え、市の人員体制を定める「職員体制評価委員会」に「滞納整理専任班」の人員要求を行い、平成 24 年度～平成 25 年度において職員 2 名の増員が認められ、平成 24 年度においては、単年度収支均衡化に向けての保険料の見直しを行った中でも、現年収納率について 0.7 ポイントの向上を実現できたことから、「滞納整理専任班」配置の必要性は強く感じております。その後も引き続き人員要求を行ってききましたが、平成 26 年度から平成 28 年度においては職員 1 名、臨時雇用員 1 名の配置となっております。収納率のさらなる向上のため、引き続き「職員体制評価委員会」に対して人員確保を求めていきたいと考えております。以上でございます。

(会長) 事務局の見解に対する問題の指摘について御説明お願いいたします。

(A 委員) まず一点は、私が提案したのは委員の方々に御提案したので、一番のポイントは、ごちゃごちゃしているからややこしいんですけど復習しますと、延滞金を徴収することを条例で決めるかどうかを各委員で御判断いただいて、その意見を聞いて賛成なら賛成、反対なら反対、その理由をお聞かせいただきたい。延滞金というのは、ここの中で 2 つだけ条例で決めていないんですね。これは保険税で徴収しているから、保険税ということは地方税として取るということを義務付けられている。だから条例で決めていないだけです。この間、私は 2 つの例をあえて例示的に言っただけであって、実は全部つかんだうえで言うてたんです。だからその 2 つはしてなかったんですね。税でやっているから。そういうこともわかって例示的に言ったのが、委員のどなたかが府下全体がどうかと言うので出してきたのがこれなんですね。全部やっていますと。おそらく全国で調べても、税で徴収している以外、条例で定めてない市は多分無いと違うかなと思います。要するに、条例で定めなかったら延滞金を取れないという仕組みに保険料はなっていますね。ところが、一般の常識として延滞した者に対してペナルティを課するというのは当たり前のことです。電気代でも支払いが遅れたら日割りで遅延損害金が付きます。遅れたら遅延損害金を取るというのは常識中の常識でしょう。物を現金で買うのと割賦で買うのとでは金利が付くのは常識である。一番大事なことは、大学の教授で国保新聞に出ていたけど、払う人と払わん人は公平に処することが大事ですよ。延滞金がまさしくそうなんですね。払わ

人々にペナルティを課するというのが当たり前だと。それから吹田市は、やはり現年度分がものすごく低いんですね。それは滞納繰越分を優先してるからとかなんやら言うてますけど、全体分でも下がってきている。その一番大きい理由は、やはり延滞金を取られますよと言うことを大きな武器にしなかったら、なんぼ払わなくても金利課されなかったら払うものも払いませんわな。電気代の場合は、そのペナルティは電気を止めるわけです。そういう大きな武器を持っている。国保の場合、延滞金のペナルティを課するのが交渉の一番大事な項目と違いますか。だから収納率は現年度分なんてものすごく下がっているわけです。そういうことを課するというので、延滞金が入ってきているわけですね。財政もプラスになるし、けん制にもなる。実際に実行しているところとの差も出てきている。そういうものも影響してくる。延滞金を条例で徴収するということは、各市がやっているわけです。それをなぜ吹田市はやっていないのか。そんなんしたら大変ですわ、かわいそうですわって、かわいそうと延滞金を徴収することは別の話です。1000万円から収入があって、500万円以上でも1000人ぐらいいてるのですか、そういう人にですね、かわいそうなんて関係ないでしょう。延滞金を取るということと、貧しい人をどうするかというのは別の話です。それは対策が別ですよ。そう意味において延滞金をちゃんと取っていただきたいということが一つ、それと滞納処分が全然できていない。これをなぜしないのかということ、具体的に説明をいただきたい。それと分納制度、200万円も300万円も滞納しているのに払っているのが1万円とか5000円とか、これって何をやっているんですか。これは時効の中断の手段、その次には払わなかったら滞納処分をしますよという手段であって、これを超えるのはやめていかないといけない。添付した各意見も全部そういうことを書いているので、こんなところで留めておきます。

(C委員) 進め方ですが、A委員から出された一つ一つについてやってほしいと。

(A委員) そういうことです。

(C委員) 例えば、1番の条例を制定することについて賛成かどうかと言うことを、意見を添えて言ってくれと、そういう進め方ですか。

(会長) 進め方について、今から説明しようと思います。5つの項目について、市の見解とA委員の見解は共通している部分、対立している部分があると思います。比較的共通している部分については先に進めて、特に問題となる議論の対象となりそうなものが、1番目の延滞金に関すること、3番目の少額分納で、これらについては、大きな差があるように思っています。その辺を皆様方の意見を聞きながら進めて、この運営協議会で一定の結論を出すかどうかについて決めていきたいと思いますので、全体的な質問、御意見等をお伺いしたいと思います。

(事務局) その前に追加資料の説明があります。

(会長) 失礼しました。それでは追加資料の説明をお願いします。

(事務局) それでは10月26日付でA委員から資料の依頼がありましたので簡単に説明させていただきますが、その前に、10月26日付のA委員の指摘の中の最初のところで平成

26年度も収納額に1億2700万円の予算差異が生じており収納努力の成果が見えないとの御指摘に関しまして資料8を御覧いただきたいと思えます。歳入不足につきましては、平成21年度の6億6300万円から平成26年度は1億2700万円と年々減少しておりますことから一定の成果は表れているものと考えております。次に、A委員からご依頼の資料について説明させていただきます。右上に委員要求資料1とあります「吹田市国民健康保険料滞納額上位100件の状況」でございます。A委員からは第1回の運営協議会で提出しました、滞納額上位100件につきまして銀行調査の結果、預金の有無、差押の有無についてお尋ねでございましたので、前回の資料に銀行調査の結果及び預金の有無並びに差押の有無を追加させていただいております。銀行調査結果につきましては、保険料未納額に見合う預金がなかったため「見合うものなし」と記載させていただいております。差押に関しましても、差押をしたうえで分納をしているようなケースはございませんので無という形で記載をさせていただいております。続きまして、5ページ委員要求資料2「大阪府内国民健康保険料財産調査・差押の状況」でございます。A委員からは、大阪府下他市との滞納処分（財産調査件数、差押件数、金額）の比較データとの御要望でございました。大阪府内の財産調査を行った人数、差押件数、差押金額をお示ししております。差押金額につきましては、実際に換価をして保険料収入となった金額ではなく、差押対象となった保険料滞納額となっております。続きまして、7ページ委員要求資料3「滞納額100万円以上のリスト及び滞納処分の具体的実施計画」でございます。滞納額100万円以上の件数626件につきまして今後どういうふうに対応していくかをお示しさせていただいております。次に、17ページの追加資料4「平成26年度所得1千万円以上未納者の整理状況」でございます。A委員からは、所得1000万円以上の滞納理由と滞納処分を実施しない理由とのこととございました。備考欄でお示しをさせていただいておりますが、決算時には1000万円以上の所得がある世帯で62件の未納がございましたが、その内30件が分納で納付中であつたり、催告を行うなどしている状況でございます。また、滞納理由欄に「擬制世帯」とありますのは、世帯主は国保の被保険者ではなく、保険料の計算には世帯主の所得を含めませんが、軽減判定のために世帯所得に含めていることから「擬制世帯」と表記をさせていただいたうえで、被保険者本人の所得をお示ししております。続きまして、委員要求資料5でございます。会長からの御要望により、国保新聞から4点の記事を抜粋させていただいております。以上でございます。

（会長）この資料につきましては、委員の皆様にごできるだけ正確な情報をお知らせして議論いただくために、かなり詳細な資料になっています。これ以上詳細なものになりますと、個人名を特定していないものの個人情報保護に抵触する恐れがあり、慎重な対応が必要になりますので御理解いただけますようお願いいたします。全体を通しての御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（会長代理）延滞金の問題ですが、大阪府の中で吹田市だけが条例にない。なぜこうなったのかということをお聞きしたい。それと各市の延滞金に対する徴収ですが、これを見ま

すとなかなか難しい気がするんですね。「あなたの金額はこれだけですよ」というのは非常に簡単だけれど、実際に取るとなるとこれは別問題で、取れる人と取れない人があって、非常に不公平感が出てきているし、各市の状況を見ると非常に苦労しているなどわかります。それと平成30年度に財政が府に一本化しますよね。そのときにこの延滞金があるのかなのかということが、ほかの市とのバランスにおいてどういう不具合が出てくるのか。それがわかればお答えいただきたい。

(事務局) 条例に延滞金がないのは、吹田市と最近までは島本町がありませんでした。島本町につきましては、国保条例の中にはなく、町全体で債権管理を行う中で、税のような強制徴収債権と言われるものについては、延滞金を徴収するという条例を作られて平成28年度から運用されるとお聞きしております。他市の条例の規定についてですが、書き方は基本的にどの市も共通しているということをごさいますして、昭和35年に新しい国保制度ができたとき、一般的に条例を作るときは条例のモデルケースが国から提示されますので他市におかれましては条例のモデルを利用して制定されたと考えています。吹田市がそのモデルを採用しなかったことに関しましては、古いものですから議事録等が残っていないのでわかりませんが、あえて条例に延滞金の規定を載せなかったということをごさいますので、社会保障という観点から議論をして載せなかったと考えています。都道府県化の関係ですけれども、保険料の徴収については、ワーキンググループ等でどういう方法がいいか議論をされておりますけれども、各市それぞれいろいろな経過もありますので、統一するのは難しいかと考えております。保険料については、府から一定の納付金というカタチで示されて、それを保険料として賦課し、徴収したうえで、府に納付していくということで、必ずしも延滞金の規定がないとそれができないということではなく、各市それぞれ今までのやり方の中できっちり保険料を徴収して、府に納付金を納めていくという考え方になると思います。

(事務局) 補足させていただきますが、条例に定めることにより延滞金を徴収できている地方自治法は、昭和22年にできております。それ以降各市町村がいろいろな条例を作るときに、延滞金を取ろうと思えば条例に載せていくカタチになりますが、本市につきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の福祉部門はもちろんです。下水道料金、保育料、学童保育の使用料すべて延滞金を条例化しておりません。税は資産とか収入があつてのものですから、地方税法に基づいてやっていくものですが、地方自治体が住民からいただく身近な生活に関わるものについては、延滞金を徴収すべきでないという市の考え方が、国保条例ができて55年、それ以前からだと思うのですが、長年の間、そういう考え方のもとで執行してきたものと考えています。広域化の対応でございますが、今現在後期高齢者医療広域連合に保険料の納付をしておりますが、本市に延滞金の規定がないということで、延滞金を納付する必要がありません。今後の制度の中で延滞金を取るようになれば、どういったカタチで使うのか市で考えていくことになると思いますが、府に対して支払う部分に延滞金は入らないと考えています。

(D委員) 2点質問させてください。委員要求資料2にあります「財産調査人数」、「差押件数」、「差押金額」について、実際に制度があるかないかにかかわらず、市町村で何が要因で差押金額が違うのか。今考えられる要因で十分ですので教えていただきたいのと、委員要求資料1に「財産調査」、「銀行調査の結果及び預金の有無」、「差押の有無」、「整理状況」というのがあります。これって制度はなくてもこの4点については可能と言うことですよ。以前A委員から出していただきました滞納整理チャート図があったと思うのです。こちらは、もし制度があったらどういうことが可能なのかというチャート図だったと認識しています。その場合、今言った内容「財産調査」は制度がなくても可能であるんですよ。なおかつ「銀行調査・預金の有無」も。「差押の有無」についてどうなのかわかりかねるのですけれども、延滞金制度が生じることによって、このチャート図で具体的に書いてありますが、この中のどこが可能になるのかわかりやすく教えていただきたいのですが。

(A委員) 延滞金と滞納処分は別の話であって、滞納処分と言うのはお金が払えないようになれば督促して、一定の期間を経ても払わない場合は、市長が滞納処分をすると条例で決まっているんです。これはしないとイケないのです。滞納処分をする場合において、何をするかと言えば、まずは財産調査をするのです。あればそれをしないとイケないのです。なければできないから、時効を待つか、ほかの方法で取らないようにするのかということですよ。延滞金はそれとは関係なく、遅れたら延滞金を課する。滞納処分とは直接関係がないです。それと皆さんにもお聞きしたいし、事務局もどう考えてるのか、ほかの市が全部、多分これは全国だと思えますよ。大阪府内で全部やっているわけですよ。回収がそれによって難しくなるってことですけど、延滞金を課しても課さなくても現に払っていない人がたくさんいるわけです。それと比較において、数字のうえで延滞金がいくらありますと、ほかの市と比べたとき、ほかの市は延滞金を乗せて複利で計算したものと比較しているわけです。ほかの市は延滞金を取っているわけですから。

(D委員) 今おっしゃったのは、委員要求資料2の中の差押金額が違ってくるということでしょうか。

(A委員) もちろんそうでしょうね。延滞金を乗せているか乗せていないかで。吹田市は真水でこれだけ残っているわけですよ。これを仮に延滞金を課している数字だったら複利で増えるから膨大な数字になるわけです。

(D委員) 逆に吹田市以外の数字は、大きくなっているということでしょうか。

(A委員) そうですね。延滞金に乗っているわけですから。

(事務局) 事務局として発言を控えたいのですが、事実誤認がありますので発言します。まず延滞金には、延滞金が付きません。保険料本体にのみ延滞金が付きます。それと延滞金は事後調定ですので、滞納額の中には含まれておりません。純粋な保険料のみです。

(A委員) そうなのですか。わかりました。

(会長) それではD委員の最初の質問、差押金額がなぜこれだけ違うのかわかりますか。

(事務局) 差押金額の差でございますけれども、制度的には先ほどA委員からおっしゃるとおり、国民健康保険料においても地方税法の滞納処分の例によって財産調査、差押ができるということで、これは条例の規定にかかわらずすべて共通するものですので、吹田市においても他市においても同じ状況ということになります。差押の状況の違いは、出しにくいのですけれども、例えば人員の関係とか、市の考え方、最近多いのが債権管理部門を別に立ち上げて、高額であったり、徴収の困難なケースといったものを別のところでそればかりを専門的に集中してやっているところもありますので、金額や件数に差が出てくるものと考えられます。

(E委員) 事務局への質問なのですが、「吹田市における国民健康保険料収納業務について」の4ページ「延滞金を課すことを条例にした場合、厳格な適用が求められ、それが被保険者の生活状況を悪化させる原因になることが懸念される」とありますが、厳格な適用というのはどういうことになるのでしょうか。

(事務局) 資料3の「大阪府国民健康保険延滞金収納状況」でお話しさせていただきます。延滞金の徴収について、例えば池田市は条例はあるけれど徴収していない。近隣では茨木市はかなり厳格に徴収をされています。他市の回答とか何市か電話でお聞きしたものを問題点に書かせていただいたのですけれど、徴収にあたって公平性が保てないということで、差押をして取り立てをした時だけ延滞金を徴収するとか、延滞金を催告書に載せているけれど、催告書で納められたらそのまま歳入になるのだけれど、払えないと相談に来る、そういった場合は延滞金を外して保険料だけを納めてもらったら、それで保険料が完納になったら延滞金は徴収しないというケースが見てもらえるとわかりになるかと思います。市の考え方に書いていますけれども「厳格な」というのは、コンプライアンスということで厳しく問われる時代になっていますので、条例規定にあるにもかかわらず、延滞金を徴収しないというのは問題になるということで、他市においても延滞金にも減免を設けていたりされているのですが、一般的に減免の規定というのは、吹田市の保険料減免もそうなのですが、災害にあったとか、盗難にあったとか、著しい収入の減少があったとか、はっきりした理由があれば減免しますと規定されていますが、通常的生活が苦しいから払えないというものは減免の対象にならないということがあります。今から吹田市が条例に規定する場合は、きっちりどういう体制を取って延滞金を徴収していくのかということが議会等でも問われると思いますので、減免規定はもし条例を制定するとなればそれについても整理はしないといけないと思いますけれども、例えば減免する場合はきっちり減免の申請書類を書いてもらうとか、もしくは減免の規定に合わない場合はやはり徴収しなければ、なぜ条例を作ったのかとなりますし、不公平ということもありますので、今からもし条例に規定したとすれば、延滞金については正確に徴収していかないといけないだろうと考えています。

(A委員) 延滞金を取る取らないというのが不公平というのは、それ以前に保険料を納めている人と納めていない人に対しての公平公正を担保すると私は書いていますけど、そっ

ちの方がより重要じゃないですか。延滞金が取れない云々といいますが保険料も徴収できていないじゃないですか。保険料が取れていて延滞金だけの問題ならば別ですけれど。その不公平の方が大きいから各市はやっているんじゃないですか。財源も少なくともプラスになる。なぜ各市が徴収しているのか説明してください。やめようというところがあるのですか。

(事務局) 各市がやっている理由は条例に規定されているからと解釈されます。

(A委員) いや、なぜ条例に定めているのですかと聞いているのです。

(事務局) それは、最初に申しあげた条例のモデルに基づいて規定されたものと思われま。やめるかどうかについては調査しておりませんので把握はしておりません。

(C委員) 進め方についてなんですけれど、本旨から外れているんじゃないですか。A委員がおっしゃっている5つの提案について、私は条例化については必要ないと思いますけれど、それぞれの委員の採決を採るような方法をされるのかどうか聞いているのですけれど。そういう進め方をされるのですか。

(会長) 5つについてそれぞれ御意見を聞くつもりです。濃淡はありますけれどそのつもりです。まず最初に全体を通しての質問をということですよ。

(C委員) 条例化ばかりに論議が進んでいるので。

(会長) それは私の進め方が悪かったです。個別の項目に入る前に全体を通しての質問をということですよ。

(B委員) 延滞金の話が出ましたので関連して伺いたいのですが、私自身は社会保障としての社会保険で、しかも国保は所得のない方がたくさん含まれ、税金も払えない人が入っているわけです。そういう人たちから保険料を徴収するという非常に難しい事業をやっているわけです。延滞金というのは、高い利率を適用してスムーズに事が進むわけでもないし、そういう点からしたら吹田市がこういう考え方を取るのも一つの見識というか考え方だと思います。ですが、延滞金の利率は地方税法で定められていて、条例で例えばその時期の金利に合わせることはできないのですか。というのはA委員がおっしゃるように金利が高ければ、延ばせばそれはそのまま得になるわけですね。そうするとまったく不公平になりますから、考えなくてはいけないと思うんですね。条例で定めるときに、延滞金の率を独自に定めているところはないのでしょうか。

(事務局) 地方自治法の規定に基づく延滞金ということでございますので、地方自治法に規定した利率がございまして14.6パーセントです。これについては変えられません。ただし、この運用でございまして、市中金利が下がっておりますので最新では9.1パーセントで、毎年規則で定められます。公債権である限り地方自治法の利率を使うことになります。市が扱う私債権の場合、民法の遅延損害金の率で対応する市もありますが、あくまでも国民健康保険料は公債権ですので地方自治法の率しか使えません。

(会長代理) 委員要求資料2の「財産調査・差押の状況」ですけれど、差押が高槻市で230件、茨木市で133件、それに対して吹田市は4件と極端に違うので私はおそらく吹田市の

場合は、担当の方が弁護士とかに相談してやられていると思うんですね。ところが高槻市や茨木市はおそらく弁護士事務所とか第三者に委託しているんじゃないかと。もし133件でも230件でも差押するとなれば、財産調査を含めて法的な措置とかすごい手間がかかると思うんです。差押件数の差の違いがわからないんですよ。

(事務局) 弁護士事務所を介するかの話ですけれど、これは他市もそうですが介さないで、書類を作成して、差押、例えば銀行に持っていくとかいうかたちで差押を実行していくということになりますので、このあたりはどこの市も同じだと思います。件数については、先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、法制度の関係とかそういうのではなく、各市のマンパワーとか差押に対する考え方であったりということがあるのかなど。この表で言うと豊中市と池田市と高槻市と箕面市も債権管理室のようなものを作ってされていますので、それ以前も多かったのかもしれませんが、今回の調査では債権管理室を作っていますかという問い合わせもしましたので、今申し上げた市はそういうかたちで別の部署でやっておられますので、そういったことも影響しているのかもしれませんが、茨木市は単独でされています。

(D委員) 債権管理室でしたっけ、そういった名前のお話をされていましたが「吹田市における国民健康保険料の収納業務について」の8ページにあります吹田市における滞納整理専任班がそれにあたるのか、それとも別の物があるのでしょうか。その違いも教えてください。

(事務局) 私が申し上げた債権管理室というのは別組織で、保険料のほかに税金や市によって違いますが水道料金や保育料といった市の債権を一括して扱うところだと御紹介させていただきました。私どもの専任班というのは、現状もそうなのですけれど窓口の職員6人いるのですけれど普段の業務、例えば電話対応、窓口での対応、口座振替であった業務を並行してやっておりますので、突っ込んで滞納整理をするというかたちになっておらず、受け身というか納付相談だけで手一杯になっておりましたので、このままでは収納率が上がらないということで平成24年度から2人、人が足りないので増やしてくれということで体制を組ませてもらっています。

(会長) 質問がなければ個別の意見に移ろうと思いますが、その前に長時間になりますので少し休憩をとりたいのですがいかがですか。

(E委員) その前に進め方なのですけれど、府内15位に入ればお金が入ってくるという経営努力を引き続きやっていただくとか、陣容の充実とかは一つ一つそれを論議というか時間をたくさんかけなくても大方合意は得られるのではないかという気持ちを持っているんです。

(会長) そのつもりでいます。

(E委員) 徴収吏員の公権力の行使は若干違いが出るかも知れませんが、私は今でもその権限を使っているということですから、更に使っていただいたらいいのではないかと思います。だから延滞金のことと少額分納ですね。これは時間が要るから会長に整理し

ていただけたらと思います。

(会長) そういった方針で進めたいと思います。では5分ほど休憩を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。では5分後に再開します。

— 休憩 —

(会長) それでは再開したいと思います。進め方ですけど、先ほどE委員から御意見がありましたけれど、問題となりそうなのが1番の延滞金条例と3番の少額分納の扱いで、それ以外の2番の徴収吏員の公権力行使、4番の国特別調整交付金の経営努力分、5番の陣容の充実に関しては割と共通しているのではないかと伝えましたけれど、3つについてはまとめて御意見をいただくと言うかたちで進めてよろしいでしょうか。

(A委員) まず滞納について各自の意見を聞かないと、ばらばらになるのと違いますか。時間をかけた方がいいということですか。

(C委員) E委員がおっしゃったのは、1番と3番については各委員がどういう理由で必要あるのか、ないのかということを書いてほしい。あとについては文章整理で終わるんじゃないか、そういう進め方でいいんじゃないかと私も思うのです。1個1個について全員やっていたら時間がありません。

(A委員) 次にやればいいじゃないですか。

(C委員) 次にって、こればかりやるわけにはいかないでしょう。

(A委員) 一番大事なことでしょう。ごたごたこんなことで時間を取られたらややこしいから先に結論を言いますわ。平成25年3月に高裁で国民健康保険の滞納処分について、4億円近い損害と各滞納処分について部長以下10名が1600万円の損害賠償を負ったということを経務局は御存知ですか。高裁で滞納処分を怠る事実で3億9000万円、徴収吏員だから部長以下10名に1000万円台の損害賠償が各個人に出ているのですよ。徴収吏員というのは市長と同じ権限を持っているから市だけじゃないですよ。10名の徴収吏員個人に損害賠償が出ているのですよ。そういう事実を踏まえたうえで皆さん考えてください。こんな住民訴訟されたらどうなりますか。そこまで言うのなら言いますが、住民訴訟というのはお金が要らないのですよ。勝とうが負けようが費用は全部市が負担しないといけません。そんなことになったらどうなるんですか。私はそれを危惧して言っているのですよ。そこまで具体的に言わないと皆さんわからないから。延滞金についてもそうですわ。これは心証としてどうなるか裁判官が決めるからわかりませんが。そういう訴訟があったことを皆さん御存知ないのですか。これは高裁判決ですよ。滞納処分を怠る事実で4億円近い損害賠償と部長以下徴収吏員10名各個人にです。それぐらい重い状況にあるということです。ほかにも4件もありますけれど、これは保険料じゃないですが、税の滞納処分を怠る事実で全部やられていますわ。そんなことなることを危惧しているから言うているわけです。そういうことをもっと委員の方もその辺のことをおわかりにならないと、そんな簡単な問題じゃないんです。

(C委員) それはA委員の認識でしょう。

(A委員) 認識じゃなくて事実ですよ。

(C委員) 事実であったとしても、皆さんがどう思っているかは。

(B委員) いいですか。会長から2番と4番と5番について先に議論を進めましょうということですので、たまたまA委員から徴収吏員の公権力の行使について発言がありました。A委員の提案の趣旨は、今の「努力します」だけではだめですよということだと思っております。それは、実際に差押の件数等、先ほどの資料を見ても吹田市はかなり少ないですよ。他市が例えば債権管理室を設けて効率よく、費用対効果も考えられると思いますけれども、保険料を課するという点に関して公平性というのは非常に重要ですから、工夫して具体的な対策を考えて、職員の増員のほか、納税課や介護保険課などとの連携をするなどして具体的に成果を上げる努力を考えていかなければならないと思います。

(会長代理) 差押の件数を見ますと、専門的に国保だけでなくいろいろな、恐らく国保を払えない人は市のほかの物も払えていないと思います。だから債権管理室みたいな組織にした方が効率がいい。お金を回収するという点に慣れるというか、専門性を持った人材を抱えて集中的にしないと収納率が上がらないと思います。今のままずるずる行くんじゃないかと思うんです。そういう組織を市の中で作るべきだと思います。

(F委員) 進め方に対する話が出ていますけれど、いま2番、4番、5番に対する各委員の意見を会長は求めているということですね。そもそも関連していますから、それぞれの委員の思うように言っていたら、ばらばらになるわけですよ。たぶん1時間延長してやると言っているけれど、さっきからたちごっこの議論ですよ。これはたぶん終わらないですね。そういう意味では、きちっと示していただいて、提案者は委員の意見を聞きたいとおっしゃっている。委員の意見は正しいか正しくないか、本人が思っている意見ですから、必要に応じて意見が拮抗する場合は、多数決をとるとかとらないとか、そういった覚悟もった発言が今後必要となってくると思うんですね。果たしてこの場で採決をとるほど、例えば1番なんかはとても重い議案ですよ。それだけの勉強をして集まってきているのか、見識があるのかということも、私はあまりないわけですから、温度差もあるわけですね。それで対等に1票入ってしまって、いま決定ができるのかということもあると思うんですよ。是非今後もこういう会が続くと思うので、事務局と会長には進め方は、すごく大事だと思いますので、今頃言って申し訳ないのですが折り返しの時間に入っているから、みんなどこら辺の話になっているのだろうという顔になっていらっしゃいますから意見を言いました。2番と4番と5番の私の意見を申し上げますと、2番の公権力の行使の話ですが、人がいればできるという話ではなく、5番もそうですけれど、質の向上は絶対必要だと思うんですね。特異性がある業務だと思いますので、ただ権限を行使して強面に「払え」と言って出てくる話ではないと思うんです。一定の法的な知識があつて、経済情勢を分析する能力とか、例えばその方が国保料は払っていないけれど携帯料金は払っていると、どっちに優先順位があるかということや、そういった効果的なノウハウが絶対必要だと思うんですね。効率的な権限の行使に引き続き努力することですので、効

率のかつ効果的な手法を検討していただいてもっと具体的に、その場だけにならないように、これまでとはにかく「頑張ります」、我々も「頑張ってください」と言っていたのですが、是非検討していただいて、こんな努力をしたけれどこれしか成果が上がらなかったの、それを踏まえて次はこういう努力をしますとか、資質の向上もします。そして量を増やしますと。そういうところをセットで是非検討していただければありがたいと。4番は頑張れば貰えるものがあるわけですから、これは市民の感情で言うならば事務局に頑張っていたらいいというの、これは当然の要求です。「これまで」とか「これから引き続き」とかありますけれど、現状の努力では貰えなかったわけですから、格段の努力をしないと政治家じゃないですけど不退転の決意を示していただいて、それも具体的に何を、できていない項目がいっぱいあるじゃないですか。ジェネリックも頑張っているけれど伸びていませんと言っていますけれど、カードは配っていない。軽減額通知を出した人たちへの、例えば花粉症がはやる前に出しておけば、花粉症の人の人数も増えてきましたから、そういうタイミングで出すとか、もうちょっと手を使っていたらありがたいと思います。人員確保をするということは、要求を出すのは簡単なんでしょうけれど、吹田市役所はそんなに暇じゃないと思いますので、市としての優先順位が国保の収入減に対してどれだけあるかということで、一つの部局だけでは、自分のところはこうしたいけれど、横串が刺さっていないと思いますので、優先順位を市としてどう考えているのか。例えば道路工事には人を回すけれど国保には回さないとするならば、それはいいか悪いかという議論になってくると思うのです。そういう意味では、ただ人をくださいというのではなく、市だって人が余っているわけでもないでしょうから、どの事業を優先的にやって、いつからいつまでの期間はデッドラインを設けていただいてこういう事業を優先的にやりますと。もうちょっと踏み込んだ見解を示していただいたらありがたいというのが私の意見です。

(会長) いまF委員から2番、4番、5番について具体的な意見をいただきました。ほかの委員の方にもこの件について意見をいただきたいのですが。

(G委員) 国民健康保険料収納率順位を見ても、確かに収納率は多少上がってきておりますが、順位は下がってきているわけですね。ということは、吹田市は頑張っているとは言えますけれども、まだ努力が足りないのではないかと。もっとみんなに見えるかたちで、これだけ努力しているということをお示しいただきたいなど。順位を見てもパーセンテージが上がってきているからこれだけしてきたというのではなく、よその市より順位が下がってきていますよね。というのは、やはり厳粛に受け止めなければならないと思います。

(C委員) 2番の徴収吏員の公権力は、ここに書かれている事務局の効率的かつ効果的な方法でやるしかないんじゃないですかね。具体的に何かお持ちですか。私はさらに努力するということがいいんじゃないかと。

(A委員) それではだめです。全然だめです。

(C委員) 4番と5番については特に意見はありません。

(E委員) 5番の陣容の充実は、これからやはり滞納だとか未納だとかいう方が増えてく

る可能性もあるので絶対不可欠な問題だと思います。それから収納率を上げて府内 15 位以内に入るというのは、他市も努力しているから、お互い競争させて上から 15 位をとるのはいやらしいと思うんだけど、もっと努力しないといけないんですよね。そのときに市民に対してキャンペーンというか啓発活動を、健康診査を受けましょうというのも併せて何かキャッチフレーズを作ったりして、NHKは皆さんの受信料でって言っていますけれど、市報とかで国保料をできるだけ払う努力をしてほしいというようなことを訴えていくという啓発活動も必要だと思います。2 番の徴収吏員の公権力の行使についてですけど、これは納付相談をやってくださっている。少額でも納付するという意思を持っている方を切り捨てないで対応してくださっているというのは、本当にしんどい仕事を継続してくださっているということは続けていただきたいと思いますし、納付率が、6 ページだったかと思いますが、平成 19 年度で 87.35 パーセントだったのが、平成 26 年度にその分が 6 パーセント分納を進めていって 93.41 パーセントにまで上がったというこの部分は、私は評価できるのではないかと考えています。ただいろいろな市民の方がいらっしゃるわけで、事務局が書いているように納付能力があるのに払わないという、そういうところについては、その権限を強力に執行していただきたいと思います。そのために研修をなさっているとは思いますが、研修の会もこれから更に必要ではないかと考えています。

(G 委員) 先ほどジェネリックのことを言われましたよね。平成 27 年 6 月で 47.56 パーセントの使用率でしたが、どのようにして出したのですか。国保の被保険者に、あなたのお薬はこれを使えば安くなりますよという通知をお出しになっていますよね。そこから出されたのですか。ジェネリックに替えるのは薬局なのですか。

(事務局) 私どもで出している数字は、国保連合会に薬剤の医療費を払うときに、ジェネリックの率を計算してもらえますので、そのときの数字です。

(G 委員) 薬剤師会では現在 60 パーセントです。これを厚生労働省から 80 パーセントにするよう指導を受けています。そこから見るとまだまだ努力が要るなと感じましたので一言申しました。

(H 委員) F 委員の御意見をお聞きしまして、そのとおりの意見だと思いました。2 番、4 番、5 番につきましては、市からの報告にあるように、努力しますよということでありまして、実際努力したものの成果が上がっていないということです。これ以上努力できないのであれば、違った手立てをとらないといけないということもあろうかと思いますが、申し訳ないのですがもう少ししたら退席しないといけないので、1 番の条例に関してですが、今言ったことと同じでありまして、すごく努力をされているのはわかりますし、一人ひとりの現況に応じた対応もされている話ですけど、私個人は条例があったほうが市民に対しての説明も正確にすることができると考えています。条例を作るのはすごく大変だと思います。ですがこれに関しては作って市民に還元した方が有益かと考えています。

(I 委員) 2 番、4 番、5 番に関してですが、例えば徴収率ですね、先ほど E 委員がおっしゃった 15 位以内だけど 16 位はどうなるのか。吹田市が 15 位に入ったら 16 位に落ちる

市が出てくるわけですね。それはいやらしい考え方だと思うんですけど、例えばこれを見ますと大阪狭山市が、2年前 87 パーセントだったのが 91 パーセントになって4ポイント増えている。大阪狭山市は、何か努力されたのでしょうか。そういうのを参考にされて考えてもらったらいいと思うのです。徴収吏員の公権力の行使とか陣容の充実は、吹田市にお任せしなければ仕方がないので、人員を増やせれば徴収率も収納率も上がるのかなと考えます。

(D委員) 2番、4番、5番の意見ですけど、実際にこのやり方っていうものが、ある程度やってらっしゃるとい認識があるのですけれど、その際には吹田市のやり方があると思います。そういったやり方を踏まえてもなおかつ成果を見いだせなかった、そうなりますと組織の再編成ですね。例えば先ほど下水道、保育ほかの徴収業務があると思うのですが、その辺を一括するかしないかという点から始まりまして、その上で質の評価、なおかつ5番に関しては量の評価をどう評価していくのか。実際そのやり方は専門委員というかたちがいいのか、もしくは債権管理課というかたちがいいのかという具体的な例もあつたうえで、本当に組織を変えた場合どうなるのかそういったシミュレーションですね。そういったものを踏まえたうえで実行に移す。そのようなやり方が必要なんじゃないかと思えます。

(B委員) 私個人の考えは、一番取り組むべきは滞納処分等をきちっとやっていくという体制ではないかと思えます。国保新聞の11月10日号ですか、収納率が向上した保険者にアンケートを取ったところ、一番効果があったのは何ですかと聞いたら、滞納処分の実施であるとあつたのですね。これをしっかり本格的に取り組まなくてはいけない。それをやるためには、国保で取れるところと、税当局のノウハウをいただいてやらなくてはいけないところと区別ができると思うんですね。ですから全市的な取り組みできちっとしていくべきではないか。努力しますだけではなくて具体的な対策に取り組んでいただきたいと思えます。4番については、15位に入ることは難しいというのはよくわかりますけれど、だからといってほっとくじゃなく、減点されているところはこういう対策を講じて、こういうふうに年次計画みたいにして改善していきますと具体的に展開していただくことが望ましいと思えます。

(A委員) 収納率の向上対策についてというのは、出されたのはいつですか。

(事務局) 今年の1月です。

(A委員) 1月から10ヶ月かけてどうなっていますかと聞いて、100万円以上やりますということで、さっきからやりますということが具体的な姿勢に欠けていると皆さん御指摘している。そのとおりなんです。この出してきた資料が、監視中、検討中ということで、それ以前は監視はやっていなかったということですか。

(事務局) 100万円以上については、それ以前、数年前だったと思うのですけれど、それまではそういったリストを作っていなかったものですから、100万円以上というかたちでリストを作りまして、定期的になりますけれども、分納の履行状況とか収入の状況を確認しな

がら進めてきているということです。A委員の御指摘のとおり滞納処分については時間的な関係もあってそこまで踏み込めていないのが現状ですので、先ほどから指摘を受けております「努力します」だけではとおっしゃっていただいておりますが、それについては今後もきっちり精査していきたいと考えています。

(A委員) 二十何件そのうち滞納処分検討中となっているでしょう。それを具体的に出してくださいよ。どういうことを今までやってきたのか、具体的にどうするのか。それと財産調査を100件したら、全部調査して銀行にありませんでしたってありますけれど、私が要求した100件調査していませんということだけ、この項目出して比較して71件だけ調査ってなっていますよね。この差は何ですか。

(事務局) 100万円以上の滞納の具体的な理由につきましては、先ほども申しましたけれども個人情報に踏み込むことになりますので、これ以上の具体的な内容の開示については控えさせていただきたいと思っております。財産調査の件数なんですけれども、これに書いていますのは以前からしているものも含ませてもらっていますので、平成26年度で77人の財産調査を行っておりますけれども、それ以前からもしておりますのでそれについても記載させていただいているということでその差異ということになります。

(A委員) それと、1000万円が30件出ていますよね。60件だったと思うのですがあとの30件はなぜ出ていないのですか。

(事務局) 5月の決算時には62件でしたが、現在は完納ということになっています。

(A委員) わかりました。それと具体的にということで指摘したと思うのですが、神戸市の場合は税務のOBをアドバイザーにして指導を受けて回収を徹底していると。国保新聞にも出ていましたよね。収納アドバイザーを得たことによって1点何パーセント向上したと。そういう具体策を、あるいは室を設けて強化するとか具体的な策を講じるということをしてほしいのと、さっき言ったように100万円以上について二十何件検討中ということですが、具体的にどういうことを検討して、今現状どうなのかということ具体的に報告してください。

(事務局) 滞納処分については、基本的には債権ということで預貯金になりますけれど、まずはそれをしていきたいと考えています。

(A委員) なんで預金しかしないのですか。不動産は市でわかるでしょう。

(事務局) まず優先するのは預貯金、債権になりますけれど、市の考え方にも書かせていただいておりますけれど端的に言うとお金になるので、まずこれをきっちりする。その次について、不動産をお持ちなら不動産を差し押さえるというのも今後検討しなくてははいけないと考えています。ただ不動産については、法的には差押をして優先する抵当権がない場合は公売できますけれど、なかなか人が住んでいる物件について公売とまではできませんし、例えば保険料100万円滞納しているからといって家を売ってしまうのかという話にもなってきますし、その辺も精査しながら不動産やその他もやっていかなければならないと考えています。とりあえず委員から御指摘されている差押の件数については、ま

だまだ少ないというのもありますので、まずは債権の方を優先して、その次に不動産、動産公売なんかもありますけれど、公売となりますと人員も、例えば搜索となりますと複数名搜索立会人が要って、かなり手間がかかりますので、手間のかかる割には保険料収入に結びつきにくい、広報的な効果はあろうかと思えますけれども、優先順位をつけてやっていきたいと考えておりますけれども、先ほども申しましたように実施計画の個別については、個人情報ということになりますので、これ以上踏み込むことについては控えさせていただきますと思います。

(A委員) なぜ個人情報ですか。名前出ていなかったらわからないでしょう。豊中市が8000件調査しているのに、なぜ吹田市だけこんなに少ないのですか。財産調査してくださいよ。豊中市の差押の内容、財産から、生命保険から、給料からあらゆるものにわたっていますよ。なぜそういうことができないのか。さっき言ったようなアドバイスを仰ぐとか。あなたたちは何もそういう能力がないのですか。豊中市はできるのに。

(事務局) 債権については預貯金が基本と申しあげましたけれど、確かに給料とかそういったものも承知しておりますので、先ほど申しましたとおり優先順位をつけてやらせていただきたいと考えています。限られた人数ですのであれもこれもとはいきませんが。アドバイザーについてですが、国保連から収納アドバイザーを募集されておりましたので応募しまして、明日初めて国保連の方とアドバイザーの方にお越しいただいて、どういったことができるのか、こちらの希望とか、向こうでできることとかいろいろ話し合いながら進めていきたいと考えています。

(A委員) それが具体的な答えじゃないですか。なぜそれを言わないのですか。

(会長) そろそろ3点についてまとめたいと思いますが、2番、4番、5番については、ほぼ努力をしていただくということで、4番の国の調整交付金については府内の競争になりますけれど負けないように、具体的に計画を、年次計画とかを立てるという意見もございましたので、そういったことで具体的な取り組みをしていただきたい。5番目の陣容の充実について、していただきたいですが、部局だけではだめだという御指摘もあったと思います。市全体の位置づけの中にあると思いますので、それらについてそういった視点が重要であると。これが運営協議会でそういった指摘があったということで対応してもらおうというのが一つの考え方かなと思いますので、運営協議会としては市全体の中で人員確保について取り組んで、国保の収納に関しても取り組んでいただきたいと意見を添えたいと思います。2番目の徴収吏員の権限につきましては、滞納処分の件数も少ないとあります。具体的な対策について取り組んでいただく、税務のOBとか収納アドバイザーの利用とかノウハウを磨くということも含めて取り組みを具体的にしていきたいという意見があったと思います。そういったことで意見を踏まえて前向きに取り組んでいただきたいということを運営協議会の意見としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(会長) 文言につきましてはもう少し詰めたと思いますので、そういった方向で運営協

議会の意見としてまとめたいと思います。それでは1番の延滞金条例に関して御意見をいただきたいと思います。

(F委員) 条例改正に対する私の意見でございますが、率直に言って大阪府下で吹田市以外が条例規定を設けていて、吹田市だけがないというのは、異質性を感じるというか違和感があります。条例化を行っていない理由については理解できました。理解はできたのですが、果たしてその考え方が正しいかどうかは、御自身でも述べておられますように、これまでの考え方に固執しないで是非踏み込んだ検証を行ってください。吹田市はこうだと決めつけることもないと感じていますので、そのうえできちんと多面的な検証をした結果を出していただきたいと思います。そういった意味で社会保障制度というのは、国保だけでないということが先ほどから出ているように、市全体の考え方を整理していただく必要が絶対出てきます。それぞれの分野においても、それぞれ御意見があると思いますが、これはいい機会だと思います。より良い市になるように、国保運営協議会で熱く国保財政についてみんなで意見を出し合っているわけですね。他の分野でもこういう議論がまったくないわけではないと思いますので、是非いい機会だったと受け止めていただけたらと思います。検証の結果について、ここでみんなで意見を出したからといって、賛成とか反対とか言ってすぐに議会にかけるような話ではないと思いますので、踏み込んだ検証結果をきちっと示していただいたうえで、また今日限りの議論では終わらないと思っています。繰り返しになりますが、しっかり検証を、これまでの考え方の是非について、やってきたことについて、効果について、他市との違いについて含めて多面的な情報を分析して提供していただけたらと思います。

(C委員) 1番については、吹田市だけがどうなんだと論議してもしようがないと思います。なぜなら吹田市は吹田市の考え方があるし、歴史もあるうえでそうやっているのだから私はここで論議してもしようがないと思います。条例の規定を行うことについて、反対とは言いませんけれど、あえてやる必要はないと意見として言うておきます。理由は事務局の考え方にある社会保障制度の中での国民皆保険というのが基本の考え方だから、延滞金についての条例化はあえてやる必要はないし、先ほど事務局も言っていましたけれど国民健康保険だけでなく、例えば介護保険、後期高齢者医療保険、学童、保育料など全体の問題との整合性で論議するべきですから国民健康保険だけを条例化するのは無理があると思います。関連するのですけれども、5ページの最終的な収納率 93.41 パーセントですよ。私はそれほど悪いとは思わないですよ。確かに 100 パーセントを目指すならそういう論議が必要なのでしょうけれど、いま努力されて最終的にこれだけあるのだから、今後書かれているようにいろいろな面でもっと努力されて、話し合いを行って徴収すると。あえて条例化して処分するなんて、一種の脅しみたいなことをして徴収率が上がるのかというと、国保新聞を読んでも決して上がっているわけではないですよ。条例化したから上がるのかといたら決して比例はしていませんよ。しかも条例化したことによって、徴収吏員が行ってこの条例があるから「払え」というのは、職員が非常に辛い立場

に置かれるんじゃないかと。私は必ずしも収納率向上に結びつくとは思えませんから、反対とは言いませんけれども、条例に規定することは必要ないと意見として申し述べておきます。

(A委員) 今の話の中で、払う人と払わない人の公平性を担保するということが一番大事ですよと言っているのです。もっと検討する必要があるならば検討したらいいし、私はこれだけ情報を提供しているわけですから、すいすいと進んでいるわけでしょう。そういう意味において、情報をこれだけ提供していることについてもっと真摯に考えていただきたいということと、何よりもほかの市町村がやっている、1件じゃ2件じゃなく全部やっているんですよ。それはそれだけの正当性があるってやっているわけでしょう。だから市の職員の方々に、ほかがやって吹田市だけやらないという特殊性がどこにあるんですかというのを聞かせていただきたい。改革しようと思った時に、前からやっていないです、手間がかかるから大変ですは理由にならないです。だから是非とも皆さん方に将来において大きな禍根を残さないように、各委員の良識に基づいてそういうことを、どなたかが言っていました、これをしたからといってどうなるかは別の話ですけど。議会が決めることですから。あるいは市の内部でもいろいろな意見が出て、また市長はどう考えているかも別ですしね。この委員会においてこれだけの問題を指摘しているわけですから、データを提供しているわけですから、そういうことの是非において皆さんの考えを聞きたいということです。こういう理由でこれはする必要がないというのならばそれでいいですよ。だけれどもその辺のところを十分斟酌していただきたいということです。

(E委員) 私は延滞金を課すことには反対です。14.6パーセントという高い金利ということもありますけれど、国保の制度が社会保障の大きな一環であるということ、憲法25条に定められている生存権とも大きく関わっていますので、延滞金を条例化して、払えない払わないそれはあなたの自己責任であなただが悪いのでしょうと、延滞金を取ることを脅しのよう振りかざして、言い方が悪いですけど取り立てていく、そういうやり方が果たしていいのかと非常に思います。事務局はこれまでずっと市民の暮らし向きを見ながら取り組んできてくださっているわけですから、そこのところとも関係します。先ほど私がお尋ねしたのは、延滞金が条例化した場合の「厳格な適用」とはお尋ねしたのですが、私が推測するには1件の取りこぼしもなくすべての対象に対して延滞金を課することになりますから、血も涙もないと言ったらいけないかもしれませんが、そういうふうなことに吹田市がなっていくと、それが国保だけでなくいろいろなものにも関連していくわけで、税とは違って国保は社会保障の側面を持っていますので、延滞金を課するのは反対です。

(会長代理) 延滞金については、初めに吹田市と島本町だけ条例を作っていなかったということを知りまして、理由がわからなかったのですが、根本は社会保障というものがベースになるので、取らないと判断したものだと思います。私はここであえて延滞金を条例化することは必要ないと思います。ただ介護保険とかほかでも審議会があると思うのです。もしこのような議論が出てきて、市全体としてするんだということであればやればいい。

だけど国民健康保険だけが先走って延滞金を課すことには反対です。市の基本姿勢というものが、社会保障がベースになって、特に国保は所得の低い方が多いので、払うものも払えないのにさらに払えというのは酷ではないか。そこら辺のことを市として押さえたうえでこの問題は決するべきだと思います。

(G委員) 私もやはり社会保障が土台にあるので、延滞金を保険料が払えない人にプラスするのはいかがなものかと考えています。国民健康保険は最低限皆さんの健康を守っていくものなので慎重に、他市についてもそれぞれの状況がありますので、全部同じ土台で物を言うのもどうかと思います。収納率は多少アップしているのですが、努力されているのはわかるのですが、この資料を見た時点では収納は難しいかと考えています。そうしたら累積赤字をどう解消していくのかという話になるのですけれど、そちらの方にも目を向けて考えていかなければならないのではないかと思います。

(H委員) 私は先ほど申し上げましたように、条例についてはあった方がいいと思います。なぜかといいますと、保険料を払っている方も払っていない方に対しても説明するにあたって公平性を保つことができるからとと思っています。いま市の方でやっている一人ひとり手厚く現状に合わせた対応をしていただくということは続けられる方法で条例を考えたらいいのかなと思います。条例の有無というところ言えば、条例がある方が公平性を保つことができると考えています。

(I委員) H委員と同じような意見なのですが、私は健康保険料は税金だと考えているんです。日本は国民皆保険だから必ず加入しなければならない。私は義務と理解しています。ですからそれを払わない人には、やはりある程度のペナルティがあつて然るべきだと思います。

(D委員) 私の意見としましては、まず条例を作るとするのは反対です。ただ考える機会になっていると思います。検証ができていなかったのではないかと印象を受けています。国民健康保険料については、吹田市に限らずどの地域も所得の低い方々が多い、そういった同じ問題を抱えていると思うんですね。その中で大阪府の中で見ても吹田市以外は条例を設けている。それはやはり別の委員がおっしゃったように異質性を感じざるを得ないという印象を受けています。だからといって条例自体を行うというのではなく、一旦検証する機会、検証する機会というのをお伝えしましたのも、介護保険、後期高齢者医療保険、ほかの社会保険制度とまたがっている問題、なおかつほかの制度とまたがっているということは、場合によって将来同じ問題を抱える可能性があります。そうなりますと、一旦ここで検証して、場合によっては組織の再編成、組織上の問題もしくは人事、ほかのやり方に対応できるというような内容そういった答えも一度検証してもと思うんですね。そういう意味では一旦施策を考える機会として考えてもいいんじゃないかと思います。

(B委員) 先ほども言いましたように、吹田市は保険料として徴収しておられて、延滞金を取らなかったというのは、一つの見識だと考え方だと思ってそれは尊重したいと思います。ただ保険料は上がってきているし、医療費も上がってきているし、かつての状況と違

ってきている。昔は滞納もそんなに多くなかったし、差押も全国でなかったですよ。そういう時代のルールをそのまま維持してきているということでもあるんですね。ですから、現在は金利も低いですからこれで差支えないと思いますけれども、金利が上がったら見直さないといけないのではないかと。これは介護保険料なども併せてですけども。そういう状況になってきているのではないかと思います。現状ではまだ必要はないというのが私の考えです。

(I委員) 言い忘れました。ここに書いてある事務局の考え方にあるように、相対的に国保の被保険者は所得が低いですよ。それは事実だと思うのですけれども、払えない人に払えと言っているのではなく、払えるのに払わない人にペナルティがあるのは然るべきと。払えない人には保険料の減免措置を取るか、そういうふうなことで別に切り捨てたり、無理を強いるという意見ではないです。

(C委員) 条例化するとすべての人に延滞金がかかりますよということをお忘れになったらいけませんよね。おっしゃることはわかるのです。ペナルティを課すというのは。一旦条例化すると低所得で払えない人にもかかるから、その辺は十分考慮しておかないと、えらいことになる。もともとは社会保障なのだからという根本を忘れてはならないと私は思います。

(会長) いろいろ御意見いただきまして、一致していないのは明らかで、運営協議会として意見を出すかどうかですが、出す場合は条例化すべき、あるいは検証すべきではないか、やるかどうかについて市の方で検討して、いろいろなことを検証してほしいという意見を出すというのを運営協議会でまとめるのは決議にはなり得るわけですね。反対の場合はこの案は出ないということになりますので、意見をまとめるとなると、必ず条例化するべきという意見は少数派だったと思いますので、条例化することについて、効果を検証しながら考えてほしいという意見を運営協議会で出すかどうか決を採ろうと思うのですけれどもいかがでしょうか。

(B委員) 意見がまとまっていないので、会長が言われるように、F委員のここを出された問題を提起して、検証していただくと。私たちが委員の時かどうかわかりませんが、然るべき時期にきちっと回答していただくというようなまとめ方でいかがですか。

(異議なし)

(会長) 検証するというかたちの意見を出すということに関して賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

(E委員) ただ検証すると言ってもどういう指標をもってするのかというのが私にはわかりません。検証しろと投げかけたら、事務局は何の視点からとイメージされるのでしょうか。先ほど会長が条例化した場合を検証するとおっしゃったから、条例化していないのに条例化した場合を検証するというのはどういうことかと思ったのです。

(F委員) 私が申し上げたのは市が出してきた資料なのですが、提案に対してこれまでの

考え方を検証すると言っているわけです。これはすごい大事なことなのですね。そういう従来からやってきたことに、是非があるわけです。すべてがいけないとか、すべてがいいではなくて、時代にマッチしているかマッチしていないか、他市がすべてやっているのに吹田市でやっていないことが、本当に吹田市民のためになっているのかとか、その視点については多面的に出していただきたいと。こういう場でいつの時でも結構ですから公表していただければその指標に基づいて、こんな考え方を持ちましたとなればまた議論も成り立つと思います。今後についてはこれまでを検証しないままで、前には進めませんよというのが私の思いです。

(会長) 市には検証していただくと言うかたちで、文言につきましてはまとめて次回確認していただきたいと思います。その方向でまとめさせていただきたいと思います。もう一つの少額分納について、A委員は即時廃止するべきだという御意見ですけれど、市の方はこれを使いながら納付業務を進めていきたいということですので、これに関して御意見をお願いします。

(F委員) 御提案は即時中止ということですが、分納誓約は現在の経済状況を市の説明のとおり適切に把握したうえで払える限度額をきちっと確認して徴収し、さらに3カ月とか6カ月後に再度もっと払えないかということ、経済状況の分析をすることを繰り返しやっているということによろしいですね。ということであれば最初からそれを放棄してしまうような手法を取るよりも、現在の払える状況が少額であっても、国保加入者の経済状況が好転したら払える状況も来ますからこの手法は間違っていないと思いますが、現実にあの件数があって、3カ月に1回、6カ月に1回、加入者に寄り添って本当に懐具合を相談して、適切な判断ができて、分納額の決定ができるかと言えば、これはまた難しい問題だと思います。安易に低額で話をまとめてしまうのではなく、これは交渉力なのですが御本人のためにも払えるものならば早く完納する方がいいわけです。払えない方にはそういった措置があるわけですからそういった手法を、担当の方の質を高めてもらいたいという組織力の強化をお願いしているわけですが、それを一方でやりながら、少額分納の制度を残していただいても結構だと思います。

(C委員) 基本的にはF委員がおっしゃったことと変わりません。分納せざるを得ない人がいる現状でやっているわけだから、職員も大変でしょうけれど粘り強くやって徴収をする。そして最終的に93.41パーセントにまでなっていますから、さらに努力を続けてくださいとしかありません。私は具体的にどうしろとかわかりませんが、そういう努力の結果これだけいっていると。不納欠損額は減っているし、欠損率も高くないですよ。不納欠損率が高くないので、現状のままでいいと思います。

(A委員) 事務局にお聞きしたいのだけれど、滞納額が200万円とか300万円といったら、元の保険料はいくらですか。

(事務局) 個人によっても状況が違いますので一律にそれは言えません。

(A委員) ならばいくらからいくらぐらいですか。

(事務局) それはその年によって、単年で見ているのではなく複数年で見ているのでその答えはできかねます。

(A委員) 収納アドバイザー云々の話がありましたけれど、今までの考え方がガラッと変わると思いますよ。というのは200万円、300万円というのは、保険料を何年も滞納するのは財産調査をやって、取れるか取れないかを区分けして対応する。ABC分析と言うんですけど、そこがごっちゃになっている。反対と言うのはこういうやり方を反対ということで、分納誓約は一時的なもので、それを繰り返すのはやめなさいと。専門家が書かれていることを踏襲した課長がいて、そこで言われたのは、延滞金を完全に回収する、分納誓約は絶対にしない、それから集金はしない、集金にならないで権限を持った人がきちっとするという、分納は絶対にいけないと専門家はそういつている。私が言っているのは200万円も300万円も滞納しているのに少額を何回も繰り返して挙句の果てに時効で損金で落とすのならば、その労力が無駄になっているわけです。ここで書いているのは1年か2年で処理しなさいと。それがずるずる5年も6年もかけるから200万円も300万円にもなるわけでしょう。そんな少額の分納は1回で止めて、取れるか取れないかを区分けして取れるものは財産調査をして滞納処分をするというのが全然できていないわけです。やめろというのはそういう意味で、時効を延長する意味では効果があるけれど、そのあとをずるずる同じことをしても取れないものに労力を使っているわけですね。私に言わせたら皆さん方がやっているのは、やらんでいいことをやっているわけです。やらないといけないことをやっていない。例えば100万円以上の資料を出してもらっていますが、書いてある内容全部同じですね。こんなこと以下同文で済むものを、これだけ時間をかけてこんな資料を作っている。それで中身は何も変わっていない。

(会長) A委員、御意見をまとめていただけませんか。

(A委員) 意見は、少額分納は1回でやめて、次からは財産調査をして取れるものか取れないものか区分けしてくださいということです。

(E委員) 少額分納は継続していくことがいいかと思います。払う意思を持っている、普通なら払えるものは一括で払いたいというのが普通ですよ。それを分納せざるを得ないという生活実態があるわけですから、そこを切ってしまうのはあまりにも乱暴だと思います。その暮らし向きをやはり御存知なのは努力なさっている市の方だと思います。分納誓約はやはり必要なことですし、払えない場合は早く分納につないでいく、そういうことが必要ではないかと思います。放置してはいないとは思いますが、長引くほどしんどくなると思います。

(会長代理) 分納の処理をずっと努力されたと思います。交渉は大変だと私は思います。払えないものを払えということです。先ほど3カ月から6カ月ぐらいの分納をして、そのあと見直すと書かれていますので、これをきちんとされて、その方の生活状況とか収入状況とか的確に把握することが大事だと思います。そのために別の組織を作ったほうがいいんじゃないかと思うのですけれど、そういうノウハウをもっと蓄積されたらどうかと

思います。交渉力、それから相手を見極める、財産調査の方法ですね。そういう専門性を持つような研修をしていただいて、相手を見極める能力を高めてもらえたらと。分納については、今のところは継続していくしかないと思います。

(G委員) 分納は必要ではないかと思います。しかし先ほどおっしゃっていたとおり3カ月とか6カ月での見直しをきちっとしていただきたいと思います。

(I委員) 結論だけ申し上げます。分納は必要だと思います。

(D委員) 分納は必要です。なおかつ職員の人数が限られているならば、先ほどからおっしゃっているように、専門的な部門を作ったうえでやっていくというのが必要だと思います。

(B委員) 私は残す必要があると思います。A委員の意見も財産調査をきちっとやれば、こういうことをする必要がない人が増えるだろうという趣旨だと思うんですね。これ自体をなくすことを言っておられないと思うのです。これが逃げ道にならないように徴収業務をやってほしいという趣旨だと思いますので、残すこと自体は必要です。

(会長) ひとつおりの意見が出ましたけれど、分納に関しましては、分納誓約を続けながら、見直しをきちっとすることが必要であろうと。その際にはノウハウを磨くことも大事だという御指摘があったと思います。ノウハウの蓄積も含めながらやるということと、漫然と続けるのではなく財産調査を実施し、滞納処分も視野に含めて早期に滞納を解消すべきという意見もあったと思います。運営協議会として、早期に解決を図っていただきたいという意見を付けるということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) この件について賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

(会長) ではその方向で文言をまとめていきたいと思います。以上で提案についての協議は終わりですけれどよろしいですか。

(A委員) 後の分はどうするんですか。全部終わったわけじゃないでしょう。

(会長) これで全部です。

(A委員) あれば、1番は。

(会長) 検証するというということで賛成いただいたと思うのですが。延滞金条例についてはこれまでの経緯を含めて検証していただくと。少額分納については、見直しをして早期に納付が終わるように財産調査や滞納処分を含めて早期解消を目指していただきたいという意見ですね。

(E委員) 先ほどの提案に賛成に手を挙げたんですけど、少額分納制度を見直すということではないですよ。

(会長) そうではないです。

(E委員) 見直すというのは、例えば経済状態がよくなったら分納額を上げるとかそういう意味ですよ。

(会長) 適切に管理をするという意味です。

(A委員) 見直すというのは財産調査をするということですよ。言っているでしょう、財産がある人は取ると、なかったら今言っていたように猶予を考えるということです。財産調査をしなかったら、あるかないかわからないですよ。現実には1000万円ある人が払っていないですよ。

(E委員) 財産調査をするということが見直すということですか。

(A委員) そういうことです。

(E委員) いろいろな見直しのやり方があると思うんですね。どこまで踏み込むんですか。

(会長) 分納誓約については期限を設けて、期限ごとに分納額を見直すという実態があります。その見直しをきっちりする方向でやってほしいと。その際に漫然と少額分納を続けることのないよう財産調査の実施、滞納処分も視野に入れて早期に解消を図っていただきたいということです。

(E委員) こだわりますけれど、漫然と分納を続けることがないようにということは、一定の年限を切って分納を中止して財産調査をして没収するわけですか。そういう提案をなされるわけですか。

(会長) 本当に財力がないのであれば別途手立てをするのですけれど、財産があるのに払える能力があるのに漫然と少額分納を続けるのはいけないということです。

(E委員) 個別のケースになるわけですね。

(会長) そういうことです。

(A委員) 財産調査をしないとあるかないかわからないでしょう。困っているかどうかどうやって分けるのですか。聞くだけでいいんですか。

(会長) もちろんない人からとるというわけではありません。

(A委員) そういうことです。ない人からとらないのは当たり前ですよ。

(C委員) 少額分納を即時中止というから我々は違うと。

(会長) それは違います。

(C委員) 検討するってその方向で検討されるのかなと。

(会長) 分納制度自体を中止するものではありません。分納制度はいままでどおり残して、見直しの機会に的確に状況を把握していただきたいと。そして漫然と継続することがないように、その際には財産調査、必要であれば滞納処分も視野に入れて検討していただきたいということです。再度確認しますので賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

(会長) 賛成多数ですのでこれを運営協議会の意見として採用したいと思います。以上になりますが、事務局から何かありますか。

(事務局) 来年の運営協議会の日程につきまして、御説明申し上げます。第3回の運営協議会につきましては、後日文章で通知いたしますけれども、来年1月22日の金曜日、午後2時から全員協議会室で開催予定でございます。議題につきましては、平成28年度国民健

康保険特別会計の予算編成について諮問の予定です。また保険料賦課限度額引き上げ等の政令が出ますと、国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましても併せて諮問する予定ですのでよろしくお願いいたします。

(E委員) 今日話し合ったことは、私たちには文書は送られたりはしませんね。ここの場でそれぞれが確認したということで。

(B委員) いや、やはりそれは困るので、会長、会長代理に整理していただいて次回に報告してもらったらいかがでしょうか。そうしないとせっかくみんなで議論したのですから。

(会長) 文章はまとめます。それではこれで運営協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。